## 第1号様式(第9条関係)

## 

		作成年度	平成:	26年度	次回見直	ⅳ●●	平成	31年度	
条	例 名	例 名 神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例							
条	例 番 号	平成14年神奈川県条例第68号 法規集 第8					3編第6章第4節		
所	管 室 課	保健福祉局生活衛生部環境衛生課							
条	例の概要	墓地、埋葬等に関する法律第10条の規定に基づく経営許可等に係る手続、墓							
	地等の構造設備の基準その他同法の施行に関し必要な事項を定めている。								
	視点	検 討 内	容			備	:	考	
	必要性	墓地、埋葬等に関する法律(以	人下「	法」とに	1う。) 第	県所管	域にる	おける	
	現在でも	10条による許可の手続等については、法に明確に定め				H25 年度許可件数			
	必要な条	られておらず、的確に経営許可を行うためには、当該				・墓地			
	し 例か。	許可の手続等について定める本領	条例は	:必要な	条例であ	新規部	可	0 件	
		る。				変更 (廃	止)許可	14 件	
検									
							新規許可 1件		
	有効性 _	 墓地等の管理及び埋葬等が国E							
	現行の内	するよう、公衆衛生その他公共の				公営墓地		8 施設	
	容で課題	な制約、申請条件等が規定される				宗教・公			
	│ が解決で │ さるか。 /	ている。		( 13743	1-1/2 130 0	人墓地を		-	
	対率性 墓地等の経営が公衆衛生その他公共の福祉の見地か					18,112 施設			
	現行の内					納骨堂   125 施設			
	容で効率	り、効率的である。				火葬場			
	Sh.	1 2 3 3 4 5					售) 1	8 施設	
						(民賞	<b>(1)</b>	2 施設	
	基本方針適	墓地等の経営の許可等の適正な実施を確保するため							
	<b>含性</b>	に必要な事項を定める条例であり、県の基本方針と齟							
討	県政の基     本的な方	齬をきたすものではない。							
	針に適合								
	している か。 適法性 法の規定に基づき必要な事項を定めた条例であり、								
	憲法、法令	(6) )(							
	<sup>憲法、法令</sup>   憲法、法令に抵触するものではない。   に抵触し								
	(ally)								
	その他								
見	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。					! 由 等			
直	2 改正・廃山	上の必要はない。運用の改善等を検討す	文善等を検討する。 現行条例の運				用上の課題は見受けら		
し	3 改正を検討		れず、現時点では改正・廃止及び運用の						
結	4 改正及び運用の改善等を検討する。 改善等の必要は					۲L ۱。			
果 5 廃止を検討する。									